

改正

平成6年9月26日条例第16号
平成9年9月30日条例第23号
平成10年6月23日条例第33号
平成12年12月28日条例第59号
平成13年9月28日条例第37号
平成14年12月27日条例第32号
平成15年6月26日条例第29号
平成17年6月24日条例第17号
平成18年9月28日条例第48号
平成18年12月28日条例第56号
平成20年3月26日条例第10号
平成20年7月1日条例第22号
平成21年6月29日条例第23号
平成22年3月25日条例第13号
平成23年3月28日条例第4号
平成24年3月29日条例第9号
平成25年3月27日条例第8号
平成26年9月26日条例第23号
平成28年12月27日条例第42号
平成29年3月31日条例第12号
平成30年3月27日条例第14号

上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20

歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の

母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（規則で定める状態にあるものを除く。）の

父が当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（規則で定める状態にあるものを除く。）

と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親でないものをいう。

(1) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童

(2) 母がない前項第1号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 父が監護しないか、又は父と生計を同じくしない（父がない場合を除く。）前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童

(4) 父がない前項第2号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(5) 父母がない児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の法令の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付の額、医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付の額及び保険者が給付する附加給付の額を控除した額をいう。

7 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費の一部の支給（以下「ひとり親家庭等医療費の支給」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項第1号及び第2号に掲げる児童

2 同一の児童の父、母及び養育者のうちの2人以上が前項の規定の適用を受けることとなる場合においては、次に掲げる者については、同項の規定は適用しない。

- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該父
- (2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該養育者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 規則で定める施設に入所している者
- (4) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (5) 上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第36号）第3条第1項に規定する対象者に該当する者
(所得による制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、規則で定める者を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める期間、ひとり親家庭等医療費の支給を行わない。

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の同一生計配偶者及び同項第34号の扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又は当該所得に係る所得税若しくは市町村民税に係る申告（次号において「所得税等に係る申告」という。）がされていないとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又は当該所得に係る所得税等に係る申告がされていないとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするひとり親等は、市長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、対象者でないと決定したとき又は前条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、規則で定めるところにより、当該申請を行った者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとするときは、受給者証を提示するものとする。

(ひとり親家庭等医療費の支給の額)

第7条 ひとり親家庭等医療費の支給の額は、一部負担金の額に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額（次条第2項において「一部負担金等の額」という。）とする。ただし、これらの額に受給者の責めによる過分の自己負担があるときは、当該過分の自己負担の額は、ひとり親家庭等医療費の支給の額から除くものとする。

(支給の方法等)

第8条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合において、当該医療機関等から一部負担金等の額について支払の請求があったときは、市長は、受給者に支払うべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を当該受給者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

4 市は、第2項の規定により市長の指定する医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(届出義務)

第9条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(ひとり親家庭等医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者がいるとき、

又は他の法令若しくはそれに準ずる規定により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第16号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年9月1日以後に受けた療養に要した費用から適用し、同日前に受けた療養に要した費用については、なお従前の例による。

3 平成9年9月1日から同月30日までの間に受けた療養に要した費用に係る医療費の支給の額の算定については、改正後の条例第7条第1号の規定による控除額が改正前の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例第7条第1号の規定による控除額を上回ることとなる場合は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間に受けた療養に要した費用に係る改正後の条例第7条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、同年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則 (平成10年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第59号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に行われた療養に係る上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例第7条の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に受けた療養に要した費用について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例第7条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例第7条の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用する。

附 則（平成17年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第56号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例第7条の規定は、平成18年10月1日以後に受けた療養に要した費用に係る医療費の支給の額から適用する。

附 則 (平成20年条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3項及び第3条第2項第4号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る費用について適用し、同日前に受けた医療に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第23号)

この条例は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)の施行の日(平成26年10月1日)から施行する。

附 則 (平成28年12月27日条例第42号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成28年上尾市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月27日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の所得による医療費の支給の制限について適用し、平成29年以前の所得による医療費の支給の制限については、なお従前の例による。